

## 地球温暖化防止実行計画の実施状況

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第10項（計画に基づく措置及び実施状況の公表）に基づき、以下のとおり実施状況をまとめましたのでお知らせします。

### 1. 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標は、各々の取組を実施し、計画期間である平成21年度から平成25年度までの5年間で基準年度（平成20年度）に比べて、7%削減することを目標とします。

### 2. 実施状況

当組合の事務・事業における温室効果ガス排出量の大部分を占めるのは、廃プラスチック類の焼却及び電気の使用量です。

#### 【基準年度比における温室効果ガスの削減量（率）】

（単位：kg-CO<sub>2</sub>、%）

	基準年度 平成20年度	1年目 平成21年度	2年目 平成22年度
排出量	8,746,960	8,279,878	7,585,983
削減量	—	467,082	1,160,977
削減率	—	5.3	13.3
		計画期間の削減率	7.0

平成21年度及び平成22年度の2年間で基準年度に比べると1,161tの削減量で削減率は13.3%となり、計画期間の削減率7%を上まわりました。原油に換算しますとドラム缶で、約4,080本分になります。

### 3. 実施状況の点検

温室効果ガス排出量は削減目標の7%に対して、計画期間の2年間で13.3%と高い削減率が達成できた結果でありました。

大きな要因としては、ごみ搬入量及び廃プラスチックごみ焼却量の減少です。その他には、公用車の効率的な運用、冷暖房時の適切な運転管理、クールビズ・ウォームビズの推奨、各種の節電対策でした。

本計画の推進には、職員一人ひとりの取組が重要となりますので、今後もさらに、地球温暖化防止に対する職員の意識高揚を図り、目標達成に向けた取組を着実に進めます。